

隠岐の島町公告第 15 号

公募型プロポーザルの執行について

官民連携による民間事業者参画に関する調査検討業務に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

令和 7 年 5 月 1 日

隠岐の島町長 池 田 高 世 偉

1. 業 務 名 官民連携による民間事業者参画に関する調査検討業務
2. 業務内容 別紙「官民連携による民間事業者参画に関する調査検討業務仕様書」による
3. 履行期限 契約締結日から令和 8 年 3 月 10 日とする。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ② 参加申込提出時において、本町から指名停止を受けていないこと。ただし、参加申込書提出後から契約締結までの間に、本町から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- ③ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 隠岐の島町暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 3 月 22 日制定）第 3 号別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑥ プロポーザルに参加しようとする他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- ⑦ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに、元請として、地方公共団体等が発注した同種業務もしくは類似業務を完了した実績を有すること。

(2) 同種業務又は類似業務とは、下記内容を示す。

- ① 同種業務（官民複合施設の PFI 事業発注支援業務）
官民複合施設（機能合築を含む）に係る PFI 事業（コンセッション含む）の発注・契約支援業務を実施した実績をいう。
 - ② 類似業務（官民複合施設以外の官民連携事業発注支援業務等）
「官民複合施設（機能合築を含む）以外の官民連携事業の発注・契約支援業務」または、「官民連携事業の導入可能性調査業務」を実施した実績をいう。
- (3) 応募者の構成
- 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した再委託業務予定調書（様式第 4 号）を隠岐の島町に提出する。なお、再委託業務予定調書を提出する場合は、委託先が上記の参加資格の要件を満たしていること。

5. 失格要件

次のいずれかに該当するときは、失格となることがある。

- (1) 提出資料等が実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に参加資格の資格要件を有しなくなった場合

6. 事務局

隠岐の島町役場 都市計画課 都市計画係 金井、西尾

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 代表 08512-2-8580

直通 08512-2-3302

E-mail : toshikei@town.okinoshima.shimane.jp

7. 実施方法、スケジュール等

「官民連携による民間事業者参画に関する調査検討業務実施要領」による

8. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ① 参加申込書、業務提案書の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、官民連携による民間事業者参画に関する調査検討業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。
- ② 本プロポーザルに関して、参加申込書及び業務提案書提出者が 1 名の

みの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

- ③ 審査結果については、審査終了後、令和7年6月下旬頃にすべてのヒアリング実施選定者に対し、電子メールにより通知する。

(2) 審査委員会

	役職	氏名
委員長	隠岐の島町 商工観光課長	藤野 一
委員	隠岐の島町 財政課長	長田 寿幸
委員	隠岐の島町 施設管理課長	堀川 秀樹
委員	隠岐の島町 地域振興課長	橋本 博志

(3) 審査基準

業務提案書等の評価基準は以下のとおりである。

評価項目		配点
提案者評価	業務実績	20点
	業務実施体制	
提案内容評価	実施方針	65点
	企画提案	
	独自提案	
プレゼンテーション 及びヒアリング	プレゼンテーション	10点
	ヒアリング	
見積価格	見積価格	5点
合計		100点

9. 実施要領の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできる。

(URL : <https://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

10. その他

詳細は「官民連携による民間事業者参画に関する調査検討業務実施要領」による